

○国立大学法人埼玉大学海外の大学等との学生交流 協定に基づく授業料等の不徴収に関する規則

〔平成19年4月1日〕
〔規則第19号〕

改正 平成20. 3. 1 19規則97
平成31. 4.25 31規則 7

(趣旨)

第1条 本学における海外の大学等との学生交流に係る大学間交流協定（大学間協定、部局間協定及びこれらに準ずるものを含む。以下「交流協定」という。）に基づく、学生の受入れ及び派遣に伴う、本学の授業料等の不徴収に関して定めるものである。

(定義)

第2条 この規則において、「授業料等」とは、検定料、入学料及び授業料をいう。

(不徴収の範囲)

第3条 授業料等の不徴収の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等については、締結する協定又は付属文書等において授業料等を相互に不徴収とされている場合は、徴収しない。
- (2) 交流協定に明記されている授業料等相互不徴収の人数を超えて、本学の科目等履修生となる外国人留学生の検定料及び入学料については、学長が特に必要と認めた場合は、徴収しない。
- (3) 交流協定において、授業料等の相互不徴収が合意されない場合に、本学学生を派遣するときは、学長が特に必要と認めた場合は、本学学生が納付すべき本学の授業料は、徴収しない。
- (4) 交流協定において、授業料等の相互不徴収が合意されない場合に、外国人留学生を受け入れるときは、学長が特に必要と認めた場合は、外国人留学生が納付すべき本学の検定料及び入学料は、徴収しない。

(不徴収の期間)

第4条 前条第1号及び第2号に規定する授業料等の不徴収期間は、当該交流協定に基づき、本学が外国人留学生を受け入れる期間とする。

2 前条第3号に規定する授業料の不徴収期間は、当該交流協定に基づき、本学学生を協定校へ派遣する期間とする。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20. 3. 1 19規則97）

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則（平成31. 4. 25 31規則7）

この規則は、平成31年4月25日から施行する。